

世田谷区ひとり親世帯 家賃低廉化補助事業のご案内

～区内でお引越しをお考えのひとり親世帯の皆様へ～

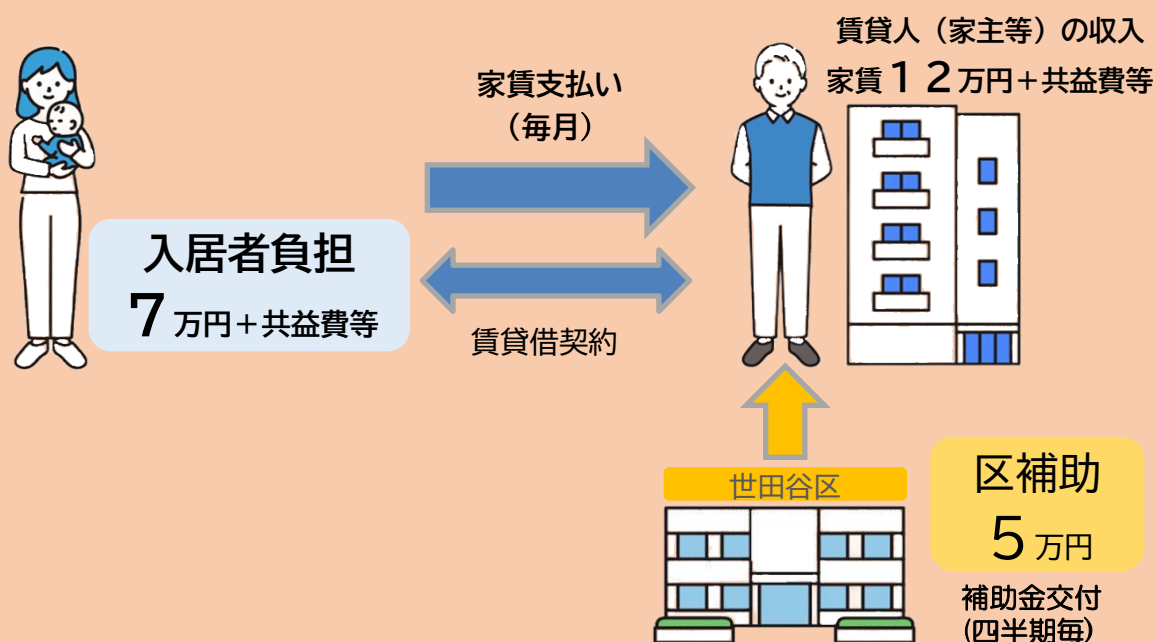


家賃低廉化補助事業とは？

18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯の方が、区内にある本制度の対象住宅(裏面参照)に転居される場合に、区が賃貸人(家主等)へ家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額が

最大5万円(最長10年間)減額となります。

《例》月額家賃12万円(共益費等除く)で、補助額が5万円の場合



◎補助額や期間は、家賃や所得によって異なります。

◎入居日が、月の2日以降の場合は、翌月からの補助となります。

◎共益費、仲介手数料、敷金(家賃3ヶ月分以内の額)、礼金、更新料、更新手数料、家賃債務保証の保証料(家賃債務保証会社を利用する場合)、保険料等その他の経費は、通常の民間賃貸住宅と同様に発生します。



注意事項

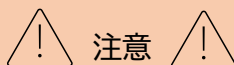
- 現在入居している住宅に継続して入居する場合は、本制度の対象にはなりません。
- 入居者の募集・決定は、不動産店等が行います。通常の民間賃貸住宅と同様に、家賃債務保証会社による審査(保証会社を利用される場合)等があります。
- 賃貸借契約上の家賃額は、通常(減額前)の家賃額です。
- 家賃減額が適用されるには、住宅の賃貸人(家主等)から区への申請が必要です。毎年度、賃貸人(家主等)から区への申請に基づいて適用が更新されます。



入居資格

以下①～⑥のすべてを満たす方が対象です。

- ①賃貸借契約締結日時点で、世田谷区内に1年以上在住していること。
- ②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育する世帯で、以下の（ア）～（オ）に該当していること。
 - （ア）配偶者と婚姻（内縁関係を含む。）を解消した方
 - （イ）配偶者が死亡した方
 - （ウ）配偶者の生死が明らかでない方
 - （エ）ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力をいう。）で裁判所からの保護命令が出された方
 - （オ）婚姻せず子どもを出産し又は養育をしている方（事実婚の場合を除く。）
- ③世帯員全員の所得を合算した金額（※1）が月額21万4千円（多子世帯（※2）の場合は月額25万9千円）以下であること
 - ※1 所得は、公営住宅法施行令第1条第3号で定める算定方法によって算出します。実際の収入額とは異なります。
 - ※2 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- ④住宅扶助費（生活保護制度）や住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）、中国残留邦人等への住宅支援給付（中国残留邦人等支援制度）を受給していないこと
- ⑤補助対象住宅の賃貸人の親族でないこと
- ⑥入居日時点で補助対象住宅の賃貸人が所属する法人等の職員及び従業員でないこと
- ⑦住宅を所有していないこと
- ⑧暴力団関係者でないこと



注意



入居後に、要件を満たさなくなった場合は、家賃負担の減額は受けられなくなります。



対象住宅の情報・入居申込方法

①区ホームページで本制度の対象住宅の情報や入居の申込方法についてご確認ください。
[トップページ](#) > [検索・メニュー](#) > [住まい・街づくり・環境](#) > [住まい・建築・区施設整備](#) > [住まい](#) > [ひとり親世帯向け家賃低廉化補助事業](#) > [ひとり親世帯家賃低廉化補助事業対象住宅のご案内](#)

②対象住宅が追加になった際は、区ホームページのほか「[世田谷区メールマガジン配信サービス（ひとり親家庭支援情報）](#)」でもお知らせしています。

①区ホームページ

→



②メールマガジン

配信登録 →

※空メール送信後
案内が届きます



【問い合わせ先】世田谷区補助金受付窓口

TEL:03-5539-5345

FAX:03-5432-3039

【担当課】世田谷区都市整備政策部居住支援課(世田谷区世田谷4-21-27)